

2025年度日本学生支援機構奨学金 繼続手続き（適格認定（学業等））について

現在、日本学生支援機構（以下「機構」という）の奨学金を利用している方は、機構が定める基準を満たした奨学生として適格性を保ち続ける必要があります。適格であるかどうかは、毎年1回（12月）スカラネット・パーソナルから提出する「奨学金継続願」および学業成績を基に機構で認定を行います（これを「適格認定（学業）」と言います）。

この度、適格認定（学業等）が実施されますので、対象者は以下案内をご確認のうえ、期限までに所定の手続きを行ってください。

※省令改正により給付奨学生（高等教育の修学支援新制度採用者）のスカラネット・パーソナル「奨学金継続願」の
入力は不要となりました。なお、下表記載の事情書提出に該当する場合は指定期日までにお手続きください。

※貸与奨学生で「奨学金継続願」の手続きを行わなかった場合は、2026年3月で奨学金が「廃止（貸与終了）」となり、4月以降の奨学金は振り込まれません。

<参考：適格認定（日本学生支援機構ホームページより）>

貸与奨学金：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/taiyo/tekikaku_nintei.html

給付奨学金：https://www.jasso.go.jp/shogakukin/saiyochu/kyufu/tekikaku_gakuryoku.html

▼対象者（12月16日に奨学金担当よりメールでお知らせします）

2025年10月末時点の状況			スカラネット・パーソナル		事情書 提出
貸 与	1	2025年3月以前に奨学金が終了した者	「貸与額通知」 確認対象者	「奨学金継続願」 入力対象者	
	2	2024年11月以降に奨学金が採用となった者	対象外	対象外	対象外
	3	(上記1~2を除く) 奨学金が「振込中」の者	○(月額0円を含む)	○(月額0円を含む)	対象外
	4	(上記1~2を除く) 奨学金の振込みが 「保留中」の者	2024年12月 以降の奨学金振 込み	有 無	○(月額0円を含む) ○(月額0円を含む)
	5	奨学金の振込みが「休・停止中」の者		対象外	対象外
		適格認定において「廃止」「警告」に該当すること（可 能性含む）を自覚しており、その理由として災害、傷 病、社会的養護を必要とする等の斟酌すべきやむを得 ない事由がある方		対象外	○
		上記に該当しない場合		対象外	対象外

※給付奨学金との併給調整により第一種奨学金の貸与月額が0円となっている方も入力が必要です。

※継続願入力対象者で奨学金の辞退を考えている方も入力が必要です。

▼手続き

貸与奨学生 [第一種・第二種]	<p>【入力期限】2026年1月15日(木)</p> <p>【手続案内】貸与奨学生継続手続き(適格認定(学業等))について</p> <p>【準備用紙】学部・準備用紙  </p> <p>大学院・準備用紙  </p> <p>【スカラネット・パーソナル】</p> <p>https://scholar-ps.sas.jasso.go.jp/mypage/</p> <p>※入力可能時間は8:00~25:00です。</p> <p>※第一種・第二種どちらも利用している場合は、それぞれの奨学生番号で手続きが必要です。</p>
給付奨学生【該当者のみ】	<p>適格認定において「廃止」「警告」に該当すること(可能性含む)を自覚しており、その理由として災害、傷病、社会的養護を必要とする等の斟酌すべきやむを得ない事由がある方</p> <p>【提出期限】2026年1月15日(木)</p> <p>【提出書類】以下①②の書類を提出。</p> <p>①事情書  (A4両面印刷)</p> <p>②証明書類(コピー可。羅災証明、診断書など)</p> <p>【提出先】学生課(郵送可)</p>

▼参考：学業成績の基準について

貸与奨学生(第一種・第二種利用者)

区分	基準
廃止	<p>以下のいずれかに該当する場合。</p> <p>①卒業延期が確定又は卒業延期の性が極めて高い場合。</p> <p>②当年度の修得単位(科目)数が皆無の者又は極めて少ない場合。</p> <p>③「貸与奨学生継続願」を提出しなかった場合。</p> <p>④退学・除籍の処分を受け学籍を失った場合。</p> <p>⑤学校内外の規律を著しく乱し、貸与奨学生の資格を失わせることが適当である場合。</p> <p>⑥その他、貸与奨学生としての責務を怠り、特に貸与奨学生として適当でない場合</p> <p>⑦停止の事由が継続している者のうち、1年以内に当該事由が止む見込みがない場合</p> <p>⑧停止の処置を受けている期間が継続して2年を経過した場合。</p> <p>⑨学校長が指定する日までに停止期間の終了に伴う交付再開を願い出ない場合。</p>
停止	<p>以下のいずれかに該当する場合。</p> <p>①学業成績は廃止該当者と同じであるが、成業の見込みがある場合。</p> <p>②停学その他の処分を受けた場合。</p> <p>③学校内外の規律を乱し、貸与奨学生の交付を停止させることが適当である場合。</p>
警告	<p>以下のいずれかに該当する場合。</p> <p>①当年度の修得単位(科目)数が標準的な修得単位(科目)数の1/2以下の場合</p> <p>②前号の規定にかかわらず、在学学校長が当年度の修得単位(科目)数が著しく少ないと認めた場合</p> <p>③当年度の学修の評価内容が他の学生に比べて著しく劣っている場合</p> <p>④学修の意欲に欠ける場合</p> <p>⑤仮進級となった場合</p>
継続	'廃止'、'警告'以外の場合。

給付奨学生(高等教育の修学支援新制度採用者)

2025年度の基準値は以下のとおりです。

<https://polr.tohoku-mpu.ac.jp/92e>

▼問い合わせ先

東北医科薬科大学 学務部学生課(奨学金担当)

TEL:022-234-4181(代表)

E-mail:shogakukin@tohoku-mpu.ac.jp

※平日 8:30~17:15(土日祝除く)

※12/27(土)~1/4(日)までの期間は、大学休業期間(窓口閉鎖)となります。